

## 県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第3条の 自家用自動車の使用承認基準の細部について

県立学校職員の自家用自動車の校務使用に関する取扱要綱第3条の自家用自動車の使用承認基準の細部について、次のとおり定める。

### 記

#### 1 自家用自動車の使用承認基準

旅行命令権者は、次のいずれかに該当する場合に、職員の自家用自動車の公務使用を承認することができる。

- (1) 用務先が複数の地域にわたる場合
- (2) 交通不便な地域である場合
- (3) 緊急に業務を処理する場合
- (4) 荷物・給与を運搬する場合
- (5) 授業と出張とを両立させるため必要な場合
- (6) 身体に障害があり自家用自動車の使用が必要な場合
- (7) その他、公共交通機関を利用すると公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難であると旅行命令権者が認めるとき
- (8) (1)～(7)のいずれかに該当する場合で、県外に居住する職員に対し居住所を出发地又は到着地とする旅行命令を発することが合理的であると旅行命令権者が認めるとき

#### 2 自動二輪車及び原動機付自転車の使用

旅行命令権者は、上記1のいずれかに該当する場合で用務地が次のいずれかの地に存するとき又は県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条ただし書きの規定に該当するときは、職員の自動二輪車及び原動機付自転車の使用を承認することができる。

- (1) 在勤校又は居住所の存する市町村
- (2) 在勤校又は居住所から地図上の直線距離が4km以内の地
- (3) 在勤校の存する市町村の周辺市町村（旧埼玉県立高等学校通学区域に関する規則（昭和25年2月2日教育委員会規則第1号）別表に定める当該在勤校の存する市町村の属する通学区域及び共通通学区域内の市町村をいう。）

#### 3 県外の用務地へ旅行する場合の自家用自動車の使用

旅行命令権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、県外に存する用務地へ旅行する際の自家用自動車の使用を承認することができる。

- (1) 身体に障害があり自家用自動車の使用が必要なとき
- (2) 隣接都県への出張で、前記1のいずれかに該当し、自家用車によらなければ旅行目的の遂行に支障があると旅行命令権者が認めるとき。
- (3) 校外行事（埼玉県立高等学校が行う校外における行事の実施基準の改訂について（昭和54年3月14日付教指第2556号。以下「校外行事の実施基準」と

いう。) の基準による校外における行事をいう。) の現地調査で自家用自動車の使用が必要なとき (範囲は関東地区及び関東隣接県までとする。)

(4) 校外行事、競技会 (学校職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項第3号に定める対外運動競技等をいう。) の用具の運搬のため自家用自動車の使用が必要なとき (範囲は関東地区及び関東隣接県までとする。)

(5) 緊急の補導業務

(6) 特殊支援学校における現場実習巡回指導 (職場開拓を含む。) を県外で実施するとき

(7) 県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条ただし書きの規定に該当するとき

(8) 用務地が上記2(1)又は(2)のいずれかの地に存するとき

#### 4 高速道路の利用

次のいずれかに該当する場合で、旅行命令権者が明らかに合理性があると認めるとときに限り、高速道路の利用を承認することができる。

(1) 前記1(5)の場合は、授業と出張とを両立させるために必要な往路又は復路の利用で利用区間が40km以上のとき

(2) 校外行事の現地調査の場合は、校外行事の行程上の区間を利用するとき又は利用区間が40km以上のとき (校外行事の行程上の利用区間とは、「校外行事の実施基準」に基づく学校行事及び学校行事に準ずるもので、教育委員会に届け出たものの行程上の利用区間をいう。)

(3) 校外行事の用具の運搬は、校外行事の行程上の区間を利用するとき又は利用区間が40km以上のとき  
競技会の用具の運搬は、利用区間が40km以上のとき

(4) 前記3(5)の場合は、利用の必要があるとき

(5) 前記3(6)の場合は、利用区間が40km以上のとき

#### 5 高速道路以外の有料道路の利用

前記3(3)～(8)に該当する場合で、旅行命令権者が明らかに合理性があると認めるとときに限り、有料道路の利用を承認することができる。